

お客様各位

UCC コーヒークーポン利用規約変更のお知らせ

平素は UCC コーヒークーポンならびに UCC コーヒークーポン クーポンバンクをご利用いただき、心より御礼申し上げます。

誠に勝手ながら、2020 年 4 月 1 日より、当サービスの利用規約を変更させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【効力発生日】 2020 年 4 月 1 日

=====

【新利用規約】

UCC コーヒークーポン利用規約

この規約は、UCC 上島珈琲株式会社（以下、UCC といいます）が UCC コーヒークーポン（以下、クーポンといいます）の対象商品を購入したお客様に対し特典として提供するクーポンの利用方法に関して規定するもので、UCC と第 1 条第 3 項で定義する利用者との間で締結するこの規約に基づくクーポン利用契約の内容となり、利用者の全てに適用されます。

第 1 条 コーポンの利用

1. コーポンは、UCC が販売するクーポン対象商品を購入したお客様に対し、商品に付して提供する特典であり、景品交換とキャンペーン応募に利用することができます。
2. コーポンは、換金できません。
3. コーポンを利用する者(以下、利用者といいます)は、第 5 条に従い、クーポンバンクに登録しなければなりません。
4. 利用者が 1 年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで、ただし、2020 年については 4 月 1 日から 12 月 31 日までの期間とします）に景品交換およびキャンペーン応募に利用することができるクーポンは、累計 2 万ポイントまでとします。
5. 利用者は、第三者から有償でクーポンの譲渡を受けた場合には、当該クーポンを利用することはできません。

第 2 条 景品交換

1. 景品交換とは、利用者が集めたクーポンの合計ポイントを、販売店に備え付けの「UCC コーヒークーポンチラシ」等により UCC が指定する景品の中から、合計ポイントに応じた景品と交換できるサービスです。
2. 利用者は、集めたクーポンを所定の貼付台紙等に貼り付け、必要事項を記入の上、UCC コーヒークーポン SP センター(以下、SP センターといいます)に送付して申し込む方法、第 6 条①で定める「UCC コーヒークーポンマイページ」で申し込む方法またはお電話で申し込む方法によって景品交換できます。

第 3 条 景品交換への利用上の注意

1. UCC は、景品の内容を予告なく変更することがあります。また、景品の製造中止、仕様変更、欠品等の理由により UCC が景品を確保できない場合、当該景品交換を一時中止、または終了することがあります。
2. 第 2 条第 2 項に基づく申し込み後の申し込み取り消し、申し込み景品の変更はできません。
3. UCC が認めた場合を除き、原則として景品の返品はできません。
4. 景品に瑕疵がある場合は、景品到着後 1 カ月以内であれば、景品を交換します。

第 4 条 キャンペーン応募への利用

キャンペーン応募への利用とは、UCC が主催するキャンペーンであって、クーポンの利用を応募要件としているキャンペーンに応募できるサービスです。

第 5 条 クーポンバンクの登録

1. クーポンバンクとは、お客様が集めたクーポンのポイントを SP センターでお預かりするサービスです。クーポンを利用するためには、クーポンバンクに登録する必要があります。
2. クーポンの利用を含むクーポンバンクのサービス利用には、クーポンバンクへの登録が必要です。クーポンバンクの登録およびサービス利用に関して、登録料、年会費等の費用は発生しません。
3. クーポンバンクの登録は、お 1 人様 1 登録とします。
4. クーポンバンクの登録は、所定の申し込み記入シート等において次の①、②のいずれかを選択し、SP センター宛に送付することにより行います。
 - ①景品交換と同時にクーポンバンクの登録を行います。
 - ②景品交換をせずにポイントを預けて、クーポンバンクの登録を行います。なお、この場合 80 ポイント以上の預け入れが必要です。
5. クーポンバンクの登録を完了したお客様(以下、クーポンバンク登録者といいます)に、UCC は、登録完了後、「お客様番号(数字 9 ケタ)」と「パスワード」を「ポイント預かり証(兼)明細書」に記載して送付します。「お客様番号(数字 9 ケタ)」と「パスワード」は、ポ

イントの追加預け入れ、景品との交換、キャンペーン応募、ポイント残高の確認、その他お問い合わせ等の際し、クーポンバンク登録者本人を確認するために必要となります。

6. クーポンバンクの登録にあたり、登録希望者が次の各号の一にでも該当した場合、UCCは登録を行わないことがあります。

- ①所定の申し込み記入シート等の記載に虚偽の表示または不備があるとき
- ②第 11 条に定める各号の一に該当したとき
- ③その他 UCC が登録すべきでないと判断したとき

第 6 条 クーポンバンクサービスの利用・特典の獲得

クーポンバンク登録者は、第 5 条第 1 項のサービスに加えて次の各号のサービスの利用および特典の獲得ができます。

- ①クーポンバンク登録者のみが利用できるインターネット上の「UCC コーヒークーポンマイページ」(以下、マイページといいます)から、クーポンバンクに預け入れたポイントを利用して、景品交換もしくはキャンペーン応募ができるサービス
- ②電話またはマイページでポイント残高の確認ができるサービス
- ③預け入れたポイントに応じて、別途 UCC が定める特典(詳しくは「UCC ホームページ」に記載します)
- ④お電話で申し込む方法によって、クーポンバンクに預け入れたポイントを利用して景品交換ができるサービス

第 7 条 ポイントの預け入れ

クーポンバンク登録者は、集めたクーポンを所定の貼付台紙等に貼り付け、必要事項を記入の上、SP センターに送付することによりポイントの追加預け入れができます。クーポンバンクの登録後はポイント数に関わりなくポイントの預け入れが可能です。なお、UCC はクーポンバンク登録者がポイントを SP センター宛に預け入れるごとに、ポイント残高を「ポイント預り証(兼)明細書」に記載して送付します。

第 8 条 クーポンバンクの利用上の注意

- 1. クーポンバンクに預け入れたポイントからの景品交換を含むクーポンバンクの登録によって得ることのできるサービスおよび特典は、クーポンバンク登録者本人のみが利用もしくは獲得することができます。
- 2. クーポンバンクに預け入れたポイントをクーポンバンク登録者間で移動することはありません。
- 3. クーポンバンクの登録期間中、預け入れたポイントの全部もしくは一部の返還はできません。
- 4. クーポンバンク登録者は、「お客様番号(数字 9 ケタ)」「パスワード」の第三者による不

正使用等 UCC の責に帰さない事由により損害が生じたとしても、UCC は責任を負いません。

第9条 クーポンバンクの登録の変更

1. クーポンバンク登録者が、転居等の理由により登録した住所・電話番号を変更する場合、クーポンバンク登録者本人が SP センターに電話で連絡し、折り返し UCC から送付される所定の用紙に変更内容を記入の上、SP センターに返送するか、マイページにおいて変更するものとします。クーポンバンク登録者がこれら手続き等を行わなかったために、景品や UCC からの案内等が届かずクーポンバンク登録者に不利益が生じても、UCC は一切の責任を負いません。
2. クーポンバンク登録者名の変更は、クーポンバンク登録者本人が SP センターに電話で連絡し、折り返し SP センターから送付される所定の用紙に変更内容を記入の上、SP センターに返送するか、マイページにおいて変更するものとします。
3. クーポンバンク登録者の死亡等の事由により、本人が変更手続きを行えない場合は、同一住所の方のみがクーポンバンク登録者名の変更手続きを行うことができるものとします。

第10条 クーポンバンクの登録の抹消

1. クーポンバンク登録者がこの規約に違反した場合、または利用状況等からクーポンバンク登録者として不適格と UCC が判断した場合、UCC はその登録を抹消することができるものとします。なお、この場合、UCC は預け入れたポイントを全て無効にできるものとします。
2. UCC は、クーポンバンクに登録後、最後にクーポンバンクを利用してから7年間サービス利用履歴のないクーポンバンク登録者について、その登録を抹消し、預け入れたポイントを無効にできるものとします。

第11条 クーポン利用の制限

UCC は、利用者が次の各号の一にでも該当した場合、景品交換、キャンペーン応募およびクーポンバンクのサービス利用に応じないことがあります。

- ①利用者にこの規約に違反する事実または違反しているおそれがあるとき
- ②コーヒークーポン取り扱い店がお客様に渡すべきクーポンを自ら利用し、または第三者に利用させたとき
- ③その他、UCC が景品交換、キャンペーン応募、クーポンバンクのサービス利用を行うことが不適切であると判断したとき

第12条 送料、通信費等

利用者に発生する利用者から UCC または SP センターへの送料、通信費等の費用は、全て

利用者の負担とします。

第 13 条 クーポンが UCC に到着するまでの事故

利用者がクーポンを SP センター宛に送付する際、SP センターに到着するまでのクーポン紛失等の事故について、UCC は一切の責任を負いません。

第 14 条 景品、案内等の送付エリア

この規約の履行において発生する UCC から利用者への景品、案内等の送付は、その内容を問わず、日本国内に限るものとします。

第 15 条 利用者からの送付物について

景品交換、キャンペーン応募への利用、クーポンバンクの登録もしくはクーポンバンクのサービス利用に際して、クーポンの同封物や利用者からのいかなる送付物についても、返却に応じることはできません。

第 16 条 個人情報について

1. UCC およびそのグループ事業会社 (<https://www.ucc.co.jp/privacy/group/>掲載の会社) (以下、UCC グループといたします) は、お預かりした個人情報(郵便番号、住所、氏名、電話番号、E メールアドレス、お客様番号等の特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)) (以下、個人情報といたします)を次のとおり利用します。

①個人情報のうち、郵便番号、住所、氏名、電話番号、お客様番号は、交換景品の発送ならびにクーポンに関する諸連絡、および希望した利用者への UCC グループからのお知らせ(ダイレクトメール(E メールを含む))の発送、お電話によるお知らせのご案内およびお 1 人様 1 登録を確認するために利用します。

②個人情報のうち、E メールアドレス、お客様番号は、クーポンに関する諸連絡や UCC グループからのお知らせを希望した利用者へ E メールで送信する場合に利用します。

③個人情報のうち、生年月日、性別、職業、E メールアドレス、住所等は、個人を識別できない統計情報として UCC グループのサービスの利用状況の傾向を把握するために利用します。

2. UCC グループは、前項の利用目的の範囲内で個人情報の取り扱いを外部の第三者に委託することがあります。この場合、個人情報の漏洩等がないよう、業務委託契約に基づく適切な管理を行います。

3. 個人情報について、利用者本人が情報開示、訂正、削除等を希望する場合は、SP センターに電話で連絡し、折り返し UCC から送付される所定の用紙に必要事項を記入の上 SP センターに返送して請求するものとします。

4. 個人情報の利用に関して、第1項①～③に加え、UCCグループのプライバシーポリシー (<https://www.ucc.co.jp/privacy/>) の2.個人情報の取得と利用目的について(2)の1) から6) までの利用目的のためにも利用できることとします。なお、UCCグループのプライバシーポリシーと本条との間で矛盾・抵触がある場合には、本条が優先されるものとします。

第17条 利用規約の変更

1. UCCは以下の場合に、UCCの裁量により、この規約を変更することができます。

(1) この規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2) この規約の変更が、この規約に基づくクーポン利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. UCCは前項によるこの規約の変更にあたり、変更後のこの規約の効力発生日の2週間前までに、この規約を変更する旨および変更後のこの規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト (<https://www.ucc.co.jp/campaign/coupon/>) に掲示し、または利用者にEメールもしくは印刷物等の送付により通知します。

3. 変更後のこの規約の効力発生日以降に利用者がクーポンまたはクーポンバンクのサービスを利用したときは、利用者は、この規約の変更に同意したものとみなします。

第18条 この規約の一部無効等の場合について

この規約の一部の規定が法令に基づいて無効と判断された場合または変更後のこの規約の一部の規定が第17条第1項各号の要件を充たさない場合であっても、その他の規定は有効または有効に変更されるものとします。また、この規約の一部が特定の利用者との間で無効とされ、取り消され、または変更が無効とされた場合でも、この規約はその他の利用者との関係では有効または有効に変更されたものとします。

第19条 クーポンの中止

UCCは、社会情勢の変化、法令による規制、官公庁の指導、その他UCCの都合により、クーポンを全面的にまたは部分的に中止または停止することがあります。この場合、UCCは、UCCホームページ上のクーポン関連ページ等により告知するものとします。また、クーポンを全面的に中止した場合、利用者が集めたクーポンおよびクーポンバンクに預け入れたポイントは無効になるものとします。

第20条 合意管轄

万一、利用者とUCCの間に紛争が生じた場合、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄

裁判所とします。

第 21 条 準拠法

この規約に関する準拠法は、日本国法とします。

【附則】

2005 年 10 月 1 日制定

2007 年 3 月 1 日改正

2008 年 4 月 1 日改正

2019 年 4 月 1 日改正

2020 年 4 月 1 日改正